

## 令和6年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領

三沢市が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札等に参加を希望する方は、次の事項に留意の上、申請書を提出して下さい。

### 1 受付期間

市内業者：令和6年2月1日（木）から2月29日（木）

市外業者：令和6年1月9日（火）から2月29日（木）

※市内業者と市外業者の区分は「7 申請書類及び書類の整理方法④」を確認して下さい。

### 2 受付時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（ただし、土・日、祝日を除く）

### 3 提出先

〒033-8666 青森県三沢市桜町一丁目1-38 三沢市役所財務部管財課契約係

TEL 0176-53-5111（内線 352・353）

### 4 有効期間

市内業者：令和6年4月1日から令和7年3月31日（1年間）

市外業者：令和6年4月1日から令和8年3月31日（2年間）

### 5 提出方法

市内業者：持参のみ

市外業者：持参又は郵送（宅配便も可）

※郵送の場合は消印が令和6年2月29日まで、宅配便の場合は配達依頼日が

令和6年2月29日までのものを有効とします。

### 6 申請者の要件

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

②政令第167条の4第2項各号の規定に該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

③国税及び地方税を滞納していないこと。

④営業に関し法律上必要とされる登録等を受けていること。

## 7 申請書類及び書類の整理方法

### ○ファイルに綴って提出する書類

No	提出書類	必須書類	備考
1	競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	○	
2	業態調書	○	
3	営業所一覧表		
4	測量等実績調書	○	
5	技術者経歴書	○	
6	登録証明書等の写し	○	
7	I S O規格の認証取得していることを示す書類の写し		
8	身元を証明する書類の写し	○	
9	財務諸表類	○	
10	納税証明書の写し	○	
11	印鑑証明書の写し	○	
12	使用印鑑届	○	
13	年間委任状		
14	誓約書	○	市外業者は 不要

### ○ファイルとは別に提出する書類

No	提出書類	必須書類	備考
1	業態調書	○	
2	年間委任状（原本）		
3	業者カード	○	
4	提出書類チェックリスト	○	

- ① ファイルに綴って提出する書類は「提出書類チェックリスト」にて業者チェックを行ったうえ、A4フラットファイル【ピンク色の紙ファイル】に順番に綴じて提出してください。
- ② ファイルの表紙及び背表紙には、商号又は名称を記載してください。
- ③ 郵送等で申請する事業者で受領書が必要な場合は、返信先を記入した封筒に切手を貼って、その他申請書類に同封してください。
- ④ 市内業者として申請できる事業者は「市内に本店が所在する事業者」となります。
- ⑤ 添付書類のうち官公署が行った証明書の写しについては、申請日から3ヶ月前までのものを有効とします。
- ⑥ 業態調書（様式2）は2部必要ですが、1部はファイルに綴じ、もう1部はファイルに綴じずに提出してください。

- ⑦ 納税証明書の写しのうち、市税に関する納税証明書の写しは市内業者として申請する事業者のみ必須書類となります。(詳細は「9 申請書類の作成方法(10)」を参照)
- ⑧ 申請日及び委任期間等の日付は必ず記載してください。
- ⑨ 行政書士の方が本書類を作成した場合は、欄外の余白に記名押印をしてください。
- ⑩ 重複申請のないよう注意してください。万が一、重複申請が発覚した場合には、当方にて先に受付けたものを有効とします。また、当方において悪質な重複申請と判断した場合、資格決定を行わないこともあり得ますので注意してください。
- ⑪ 申請書提出後、書類等の内容に変更があったときは、その都度「変更届」を提出してください。
- ⑫ 測量・土木関係建設コンサルタント業務委託の分野において、共同企業体を結成して申請する場合は、その構成員となる業者もそれぞれ各自申請していることを要件とします。この場合、提出書類のうち、測量等実績調書、技術者経歴書、登録証明書等の写し、身元を証明する書類の写し、財務諸表類及び納税証明書の写しの提出は、省略できるものとします。単体申請者が申請できる共同企業体は、一つの共同企業体のみです。  
※共同企業体の構成員は、市内に本店が所在する事業者とする。  
なお、申請前に事前に相談してください。

## 8 申請書類の記載事項の基準日

入札参加資格の審査の申請をする年の1月1日

## 9 申請書類の作成方法

### (1) 競争入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(様式1-1, 1-2, 1-3)

- ①様式上、「※」に該当する項目については、記載しないでください。
- ②「01 新規・更新・再申請の別」欄には、該当する申請区分の番号に○印を付けてください。  
なお、(1 新規)とは、当市に対して過去に一度も申請を行っておらず、初めて申請をする場合をいいます。また、(3 再申請)とは、当市に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請を行っていない場合をいいます。
- ③「02 市内・市外の別」欄には、該当する区分の番号に○印を付けてください。
- ④「05 組合・公益法人・個人・その他」欄には、該当する区分の番号に○印を付けてください。
- ⑤「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、通商産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- ⑥「07 の I S O の別」欄には、該当する区分の番号に○印を付けてください。
- ⑦「09 本社(店)住所」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載してください。  
ア フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。なお、「09 本社(店)住所」欄の都道府県名及び「10 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないでください。

イ 「09 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載してください。

(例)

ミ	サ	ワ	シ	サ	ク	ラ	チ	ヨ	ウ										
青	森	県	三	沢	市	桜	町	1	－	1	－	3	8						

ウ 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いてください。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	財団 法人	社団 法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)

(例)

サ	ク	ラ	コ	ン	サ	ル	タ	ン	ト										
(	株	)	桜	コ	ン	サ	ル	タ	ン	ト									

エ 「11 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけてください。なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないでください。

(例)

サ	ク	ラ	チ	ヨ	ウ		タ	ロ	ウ										
桜	町		太	郎															

オ 「13 本社（店）電話番号」、「14 担当者電話番号」（必要であれば内線番号）欄及び「15 本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないでください。

(例)

0	1	7	6	－	5	3	－	5	1	1	1								
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

カ 「16 メールアドレス」については、当市からの種々の連絡に対応できうるアドレスを記載してください。なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載してください。

⑧ 「17 登録を受けている事業」欄については、それぞれ該当する場合に記載してください。

ア 測量業者・・・測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条による登録を受けている場合。

イ 建築士事務所・・・建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条による登録を受けている場合。

ウ 建設コンサルタント・・・建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条による登録を受けている場合。

エ 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条による登録を受けている場合。

オ 補償コンサルタント・・・補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示 1341 号)第 2 条による登録を受けている場合。

カ 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第 22 条による登録を受けている場合。

キ 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 8 条による登録を受けている場合。(土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人

のみについて記載する。)

ク 司法書士・・・司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合。

ケ 計量証明事業者・・・計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録を受けている場合。

コ その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記載してください。

- ⑨「18 測量等実績高」欄のうち「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2ヵ年間の年間平均実績高」の各欄については、競争参加資格希望業種毎に実績高を記載し、希望しない業種に係る実績高については、「その他」欄に記載してください(決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄については、当該左右欄のうち右欄のみ記載してください。)。なお、「③直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2ヵ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高(両決算で得た数値を2で除した数値であり、千円未満は四捨五入してください。)をそれぞれいいます。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、合併した場合、組合を結成した場合にあっては、移行前の企業体、合併または組合結成前の各企業体の実績を含めた実績を記載してください。ただし、この場合を含めることができる実績は、申請者が行っている事業に係るものに限ります。

- ⑩「19 有資格者数」欄については、記載してある各資格を有している資格者数を記載し、記載してある資格以外の資格者(1級管工事施工管理資格者など)がいる場合は、適宜追加してください。
- ⑪「20 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄については、建設コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、対応する番号に○印を付けてください。
- ⑫「21 自己資本額」、「22 損益計算書」及び「23 貸借対照表」欄については、直前の決算時における貸借対照表及び損益計算書の各金額を記載してください。  
なお、外資系企業の場合には、「①株主資本」の合計欄の上段( )内に外国資本の額を内数で記載してください。
- ⑬「24 経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄については、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載してください。
- ⑭「25 外資状況」については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1・2・3のいずれか)に○印を付けるとともに、[ ]内に外国名を、( )内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。  
なお、「2 日本国籍会社(100%)」とは、100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
- ⑮「26 営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日までの期間(当該事業を中断した期間を排除した期間(1年未満切捨て))を記載します。

⑩「27 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄については、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄については、それ以外の職員の数を記載してください。

このうち、「①技術職員」については、希望する業種区分に応じて、それぞれ従事する技術職員数も記載してください。

また、「④計」の欄については、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」の欄については、常勤役員又は事業主の数を内数で記載してください。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。

(2) 業態調書（様式2）

様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。

(3) 営業所一覧表（様式3）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとしますが、次の点に注意して記載してください。

①「営業所名称」欄については、常時契約を締結する本社（店）又は支店等営業所を記載し、その際、登記簿上の本社（店）を最初に記載してください。なお、常時契約を締結する本社（店）又は支店等営業所以外は記載しないでください。

②「営業区域」欄については、申請する営業所に対応した都道府県を表わすコード（次のコード表）を用いてください。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとします。このときには、様式の裏面に記載して差し支えありませんが、表面にその旨を注記してください。

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

(4) 測量等実績調書（様式4）

この様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとします。このときには、

様式の裏面に記載して差し支えありませんが、表面にその旨を注記してください。

(5) 技術者経歴書（様式5）

この様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとします。このときには、様式の裏面に記載して差し支えありませんが、表面にその旨を注記してください。

(6) 登録証明書等（(17)の項参照）

9（1）⑧に掲げた各登録等について、登録官署が発行する証明書をいいます。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出の必要はありません。

(7) ISO規格の認証取得していることを示す書類の写し（認証取得している場合）

(8) 身元を証明する書類（(17)の項参照）

法人の場合は商業登記簿謄本（現在事項全部証明書でも可。）、個人の場合は代表者の身分証明書（各市町村等の住民窓口で発行するもの。）

(9) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書（個人にあっては、これらに類する書類）をいいます。

※建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、様式3、様式4、(9)「身元を証明する書類」及び(10)「財務諸表類」の添付を省略することができます。

(10) 納税証明書の写し（(17)の項参照）

直前1年間における法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発効する証明書をいう。（未納が無い旨の証明(法人は3-3、個人は3-2)で可。）

なお、市内業者については、上記の証明書の他、法人にあっては法人市民税・固定資産税・軽自動車税の、個人については市民税・固定資産税・国民健康保険税及び軽自動車税の納税証明書が必要になります。

(11) 印鑑証明書の写し（(17)の項参照）

(12) 使用印鑑届（様式10）

(13) 年間委任状（委任する場合のみ提出）（様式11）

代表者が、支店・営業所等の長に有効期間内に行う入札及び契約等の権限を委任する場合及び市内業者で個人に入札及び契約等の権限を委任する場合のみ提出が必要です。ただし、個人への委任は2人までとします。（市外業者は個人への委任を認めません。）

(14) 誓約書（市内業者のみ）

三沢市暴力団排除条例第7条に基づく競争入札参加資格審査申請者への措置として提出していただく書類。

(15) 業者カード（様式12-2）

(16) 提出書類チェックリスト（提出前に必ず書類の有無を確認してください）

(17) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行なった証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方

法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えありません。

#### 10 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「09 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。
- (2) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。
- (3) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

#### 11 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する測量・建設コンサルタント等業務に係る契約のうち、登録業種に係るものだけです。